

公立大学法人長野大学職員退職手当規程（平成 29 年程第 26 号）

平成29年4月1日

程第26号

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人長野大学就業規則（平成29年則第3号。以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、就業規則第2条に規定する職員（以下「職員」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程による退職手当は、職員が退職した場合にはその者、死亡した場合にはその遺族に支給する。

（遺族の範囲及び順位）

第3条 この規程において、遺族とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しないもの

2 この規程による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 この規程による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当支払の原則）

第4条 この規程による退職手当は、現金で、直接その支給を受けるべき者に、その全額を支払わなければならない。

2 退職手当は、前項の規定にかかわらず、その支給を受けるべき者の同意を得た場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

3 次条及び第12条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）及び第15条の規定による退職手当は、職員が退職し、又は死亡した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第5条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第9条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第11条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条から第9条までの規定に該当する場合を除くほか、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（職員が退職の日において休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されていない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合においてその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて別表第1に定める支給率を乗じて得た額とする。

(業務外の傷病による退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 次条又は第9条の規定に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間に応じて別表第2に定める支給率を乗じて得た額とする。

- (1) 業務外の傷病（厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第3号及び第9条において同じ。）により退職した者
- (2) 子（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する子をいう。以下この号において同じ。）と同居し、その子を養育するために退職した者
- (3) 公立大学法人長野大学介護の支援措置に関する規程（平成29年程第11号。以下「介護支援規程」という。）第2条第2項に規定する要介護状態にある家族を介護するために退職した者

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 次条の規定に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

- (1) 就業規則第17条第1号の規定により退職した者
- (2) 死亡（業務上の死亡を除く。）により退職した者
- (3) 通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職した者

(業務上の傷病又は死亡による退職等の場合の退職手当の基本額)

第9条 業務上の傷病又は死亡により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第4に定める支給率を乗じて得た額とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例)

第9条の2 定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものの退職時給料月額は、退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た

額（その額が100分の20を乗じて得た額を超える場合には100分の20を乗じて得た額）の合計額とする。

（業務又は通勤によることの認定の基準）

第10条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

（給与規程改正以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第10条の2 退職等した者の職員としての引き続いた在職期間中に、公立大学法人長野大学職員給与規程（平成29年程第25号。以下「職員給与規程」という。）の改正以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職等した日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第6条から第9条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、第6条から第9条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - ア その者に対する退職手当の基本額が第6条から第9条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

（退職手当の調整額）

第11条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の職員としての引き続いた在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月（就業規則第14条の規定による休職（業務上の疾病による休職及び通勤による疾病による休職を除く。）、就業規則第41条第3号の規定による停職その他これらに準じる理由により、現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち第4項で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分（以下、この条において「職員の区分」という。）に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 59,550円
- (2) 第2号区分 54,150円
- (3) 第3号区分 43,350円
- (4) 第4号区分 32,500円

(5) 第5号区分 27,100円

(6) 第6号区分 21,700円

2 職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度合に関する事項を考慮して、別表第5のとおり定める。

3 次の各号に掲げる職員に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合退職者（第6条に該当する退職者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定を適用して計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が0のもの 0

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定を適用して計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合退職者で勤続期間が9年以下のもの 0

4 第1項に規定する第4項で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

(1) 公立大学法人長野大学育児の支援措置に関する規程（平成29年程第10号。以下「育児支援規程」という。）の規定により育児休業及び出生時育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が3歳に達した日の属する月までの期間に限る。次条において同じ。）のあった休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(2) 介護支援規程の規定により介護休業をした期間のあった休職月等 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(3) 現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等（前2号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

（一般の退職手当の額に係る特例）

第12条 第9条に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第9条及

び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額合計額とする。

(勤続期間の計算)

第13条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 4 第1項及び第2項の規定による在職期間のうちに育児支援規程の規定により育児休業及び出生時育児休業をした期間のあった休職月等が1以上あったときは、前項にかかわらず、その月数の3分の1に相当する月数を第1項及び第2項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 第1項及び第2項の規定による在職期間のうちに介護支援規程の規定により介護休業をした期間のあった休職月等が1以上あったときは、第3項にかかわらず、その月数の3分の1に相当する月数を第1項及び第2項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 6 前5項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満の場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、前条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、一般の退職手当を支給しない。

- (1) 就業規則第41条第4号の規定による免職の処分を受けた者
- (2) 就業規則第20条第2号の規定による解雇の処分を受けた者

(予告を受けない退職者の退職手当)

第15条 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い)

第16条 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般の退職手当等(一般の退職手

当及び前条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職をした者に対しまだ一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が在職期間(その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第18条において同じ。)中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第17条 理事長は、退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき、又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると考えに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支給することが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるときは、一般の退職手当等の額の支給を一時差し止めることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による一般の退職手当等の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、その者の退職の日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、一般の退職手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

第18条 退職をした者に対し一般の退職手当等の支給をした後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、その支給をした一般の退職手当等の全額を返納させることができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

(委任)

第19条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 施行日に学校法人長野学園(以下「学校法人」という。)の職員から引き続き公立大学法人長野大学の職員となった者の第13条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間の計算については、その者の学校法人の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員としての引き続いた期間とみなす。

3 前項に規定する者の退職手当は、学校法人から支給された退職手当の額を控除して支給するものとする。

4 第5条に規定する退職手当と調整額との合計額は、附則第2項に規定する在職期間によって学校法人の規定に基づき計算した退職手当額を超えてはならない。

附 則（平成30年1月1日）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日程第12号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日程第28号）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

2 当分の間、満60歳に達した日以後に第6条に掲げる事由により退職した事務職員に対する退職手当の支給額は、第8条第1号に掲げる事由により退職したものとみなし算出する。

3 第10条の2において、職員給与規程附則第2項の規定による事務職員の給料月額の変更は、職員給与規程の改正を理由とする給料月額の減額改定に該当しないものとする。

附 則（令和6年7月24日程第34号）

この規程は、令和6年7月24日から施行する。

附 則（令和6年10月1日程第34号）

1 この規程は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日程第7号）

この規程は令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

自己都合の場合の支給率

勤続期間	支給率
1年	0.5022
2	1.0044
3	1.5066
4	2.0088
5	2.511
6	3.0132
7	3.5154
8	4.0176
9	4.5198
10	5.022

11	7.43256
12	8.16912
13	8.90568
14	9.64224
15	10.3788
16	12.88143
17	14.08671
18	15.29199
19	16.49727
20	19.6695
21	21.3435
22	23.0175
23	24.6915
24	26.3655
25	28.0395
26	29.3787
27	30.7179
28	32.0571
29	33.3963
30	34.7355
31	35.7399
32	36.7443
33	37.7487
34	38.7531
35	39.7575
36	40.7619
37	41.7663
38	42.7707
39	43.7751
40	44.7795
41	45.7839
42	46.7883
43	47.709
44	47.709
45	47.709

別表第2（第7条関係）

業務外の傷病による退職の場合の支給率

勤続期間	支給率
1年	0.837
2	1.674
3	2.511
4	3.348
5	4.185
6	5.022
7	5.859
8	6.696
9	7.533
10	8.37
11	9.2907
12	10.2114
13	11.1321
14	12.0528
15	12.9735
16	14.3127
17	15.6519
18	16.9911
19	18.3303
20	19.6695
21	21.3435
22	23.0175
23	24.6915
24	26.3655
25	28.0395
26	29.3787
27	30.7179
28	32.0571
29	33.3963
30	34.7355
31	35.7399

32	36.7443
33	37.7487
34	38.7531
35	39.7575
36	40.7619
37	41.7663
38	42.7707
39	43.7751
40	44.7795
41	45.7839
42	46.7883
43	47.709
44	47.709
45	47.709

別表第3（第8条関係）

定年退職等の場合の支給率

勤続期間	支給率
1年	0.837
2	1.674
3	2.511
4	3.348
5	4.185
6	5.022
7	5.859
8	6.696
9	7.533
10	8.37
11	11.613375
12	12.76425
13	13.915125
14	15.066
15	16.216875
16	17.890875
17	19.564875

18	21.238875
19	22.912875
20	24.586875
21	26.260875
22	27.934875
23	29.608875
24	31.282875
25	33.27075
26	34.77735
27	36.28395
28	37.79055
29	39.29715
30	40.80375
31	42.31035
32	43.81695
33	45.32355
34	46.83015
35	47.709
36	47.709
37	47.709
38	47.709
39	47.709
40	47.709
41	47.709
42	47.709
43	47.709
44	47.709
45	47.709

別表第4（第9条関係）

業務上の傷病又は死亡による退職等の場合の支給率

勤続期間	支給率
年	
1	1.2555
2	2.511
3	3.7665

4	5.022
5	6.2775
6	7.533
7	8.7885
8	10.044
9	11.2995
10	12.555
11	13.93605
12	15.3171
13	16.69815
14	18.0792
15	19.46025
16	20.8413
17	22.22235
18	23.6034
19	24.98445
20	26.3655
21	27.74655
22	29.1276
23	30.50865
24	31.8897
25	33.27075
26	34.77735
27	36.28395
28	37.79055
29	39.29715
30	40.80375
31	42.31035
32	43.81695
33	45.32355
34	46.83015
35	47.709
36	47.709
37	47.709
38	47.709

39	47.709
40	47.709
41	47.709
42	47.709
43	47.709
44	47.709
45	47.709

別表第5（第11条関係）

区分	教員	事務職員
第1号	職員給与規程別表第1 4級の教員（役職者）	職員給与規程別表第2 6級及び7級の事務職員
第2号	職員給与規程別表第1 4級の教員（一般）	職員給与規程別表第2 5級の事務職員
第3号		職員給与規程別表第2 4級の事務職員
第4号	職員給与規程別表第1 3級の教員	
第5号	職員給与規程別表第1 2級の教員	
第6号	職員給与規程別表第1 1級の教員	職員給与規程別表第2 3級の事務職員